

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	乳幼児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あきる野市は、乳幼児医療費助成関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

## 評価実施機関名

あきる野市長

## 公表日

令和2年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児医療費助成に関する事務
②事務の概要	東京都乳幼児医療費助成制度に基づく「乳幼児医療費助成事業実施要綱」、「東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱」及び「あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例」により、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成する事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①医療費助成対象者の資格の確認、配偶者の所得の確認 ②現況受付の確認 ③医療費助成の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	医療助成システム(乳幼児医療)、団体内統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費助成台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条2項 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2 第7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども政策課
②所属長の役職名	子ども家庭部子ども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部総務課法規係 電話042-558-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 子ども家庭部子ども政策課 電話042-558-1111(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども政策課	事後	組織改正による
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	子ども家庭部子育て支援課長 町田 加奈枝	子ども家庭部子ども政策課長 岡部 健二	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒197-0814 あきる野市二宮350番地子ども家 庭部子育て支援課 電話042-558-1111(代)	〒197-0814 あきる野市二宮350番地子ども家 庭部子ども政策課 電話042-558-1111(代)	事後	組織改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14項	番号法 第19条第8項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職	子ども家庭部子ども政策課長 岡部 健二	子ども家庭部子ども政策課長 高橋 玄德	事後	人事異動による
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		「IIしきい値判断項目」につ いては、次年度以降、基礎項目 評価書から重点項目評価書 に変更となる場合に行うものと する。
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		「IIしきい値判断項目」につ いては、次年度以降、基礎項目 評価書から重点項目評価書 に変更となる場合に行うものと する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	子ども家庭部子ども政策課長 高橋 玄德	子ども家庭部子ども政策課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、所属長氏名の記載廃止
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策 「1～9」項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、リスク対策の記載追加
令和1年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法9条2項の規定に基づき市が制定する条例	番号法9条2項 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項	事後	事務手続き見直しの為



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第8号 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2 第7の項	事後	事務手続き見直しの為
令和2年4月1日	再実施	なし	特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施した。	事後	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当該評価の調整が困難であったため